

IP マルチキャスト放送をめぐる著作権法上の問題

鈴木 雄一

東京理科大学総合研究機構

あらまし IP マルチキャスト放送は、既存の有線放送と同じようなサービスを提供しているものの、著作権法上は「有線放送」ではなく、「自動公衆送信」に該当するとされる。このため、IP マルチキャスト放送事業者は、有線放送事業者に認められている著作権法上の優遇措置を享受することができず、著作権等の権利処理において不利な立場に置かれることとなった。しかし、2005 年 7 月に公表された総務省の情報通信審議会第二次中間答申において、IP マルチキャストを用いた通信インフラについては、地上波放送と同等のサービス実現に必要な一定の条件が満たされた場合には、条件不利地域に限らず、地上デジタル放送の伝送路として積極的に活用すべきであるとされて以来、IP マルチキャスト放送に追い風が吹くようになった。こうした動きを受けて文化審議会著作権分科会は、2006 年 8 月に報告書をまとめ、この内容を反映する形で 2006 年 12 月に著作権法の一部が改正された。この改正では、放送の同時再送信の場合に限定されているものの、有線放送事業者と IP マルチキャスト放送事業者の著作権法上の扱いの統一が図られている。

本研究では、通信と放送の融合の進展に伴って新たに生まれた放送形態である IP マルチキャスト放送に焦点を合わせ、著作権法上の扱いをめぐる問題や今回の著作権法改正後の課題について検討を加えた。

A study of the copyright problems concerning the IP multicast broadcast

Yuichi Suzuki

Tokyo University of Science

Research Institute for Science & Technology

IP multicast broadcast is categorized as “interactive transmission” not “cable broadcasting” by Japanese Copyright Law. Therefore, IP multicast broadcasting enterprises cannot enjoy a courtesy in Copyright Law accepted by cable broadcasting enterprises.

This study focused on the IP multicast broadcast and examined its problems concerning Copyright Law.

1 はじめに

通信と放送の融合の進展に対応するため、2002 年に電気通信役務利用放送法が施行された。同法に基づく有線役務利用放送事業者のなかには IP マルチキャスト方式によるコンテンツ送信を行う事業者が存在する。こうしたコンテンツ送信は、一般に IP マルチキャスト放送と呼ばれており、既存の有線放送と同じようなサービスを提供しているものの、著作権法上は「有線放送」ではなく、「自動公衆送信」に該当するとされる。このため、IP マルチキャスト放送事業者は、有線放送事業者に認められている著作権法上の優遇措置を享受することができず、著作権等の権利処理において不利な立場に置かれることとなった。

しかし、2005 年 7 月に公表された総務省の情報通信審議会第二次中間答申において、「IP マルチキャストを用いた通信インフラについては、地上波放送と同等のサービス実現に必要な一定の条件が満たされた場合には、条件不利地域に限らず、地上デジタル放送を視聴者まで配信する伝送路として積極的に活用すべきであり、政府としては、技術・制度の両面から、これを促進するための環境整備に努めていくことが必要と考える」¹とされて以来、IP マルチキャスト放送に追い風が吹くようになった。

同中間答申では、「2008 年中に HDTV 品質による IP 再送信を開始することを目標として、政府及び放送事業者その他の関係者が所要の取組を推進すべきである」とし、「役務利用放送事業者が IP インフラを用いて地上波デジタル放送の再送信を行う送信形態が、著作権法上の『有線放送』に該当するか否か、制度上の取扱いの明確化を図ることが必要である」とも提言している²。

また、2006 年 6 月に公表された総務大臣の私的懇談会である「通信放送の在り方に関する懇談会」の報告書では、IP マルチキャスト放送の著作権法上の扱いについて「放送の法体系上、電気通信役務利用放送は放送の一種であるにもかかわらず、役務利用放送事業者による IP マルチキャスト放送は著作権法上通信と解釈され、権利処理の際に不利に扱われている。従って、政府は、電気通信役務利用放送全体が著作権法上も放送として扱われるよう、速やかに対応すべきである」という提言がなされている³。

さらに、同じく 2006 年 6 月に知的財産戦略本部が公表した「知的財産推進計画 2006」においては、「2011 年の地上デジタル放送への全面移行を円滑に実現することを目指して、IP マルチキャスト方式により地上放送を同時再送信することについて、著

作権法上『有線放送』と同様の取扱いにするため、2006年度中のできるだけ早い国会に著作権法の改正案を提出するとともに、放送法制についてもこれに伴い必要な措置を速やかに講ずる」とされている⁴。

こうした動きを受けて文化審議会著作権分科会は、2006年8月に報告書をまとめ、この内容を反映する形で2006年12月に著作権法の一部が改正された。この改正では、放送の同時再送信の場合に限定されているものの、有線放送事業者とIPマルチキャスト放送事業者の著作権法上の扱いの統一が図られている。

本研究では、通信と放送の融合の進展に伴って新たに生まれた放送形態であるIPマルチキャスト放送に焦点を合わせ、著作権法上の扱いをめぐる問題や今回の著作権法改正後の課題について検討する。

2 通信・放送の融合と電気通信役務利用放送法

通信と放送の融合は、一般に、①端末の融合（TV放送の受信・録画の可能なPC、インターネットに接続可能なTV、ワンセグ対応の携帯電話等）、②伝送路の融合（CSを利用した放送、ケーブルテレビ網を利用したインターネット接続サービス等）、③事業者の融合（ケーブルテレビ事業者による通信サービス等）、④コンテンツの融合（放送コンテンツのインターネット配信等）といった四つの局面で進んでいるとされている⁵。

こうした局面のうち、伝送路の融合に対応し、「CS放送及び有線テレビジョン放送の設備利用の規制緩和を行うため」⁶、2001年に電気通信役務利用放送法が成立し、2002年1月より施行されている。同法により、電気通信事業者の提供する設備を利用して放送事業を行うことが容易になった。

有線放送については、従来、有線放送事業者が電気通信事業者の設備を利用して放送を行う場合には、あらためて有線テレビジョン放送法上の許可が必要とされていたが、電気通信役務利用法においては、この許可を不要とし、参入希望者に一定の適格性があれば電気通信役務利用放送事業者として登録するこ

とが可能となった⁷。

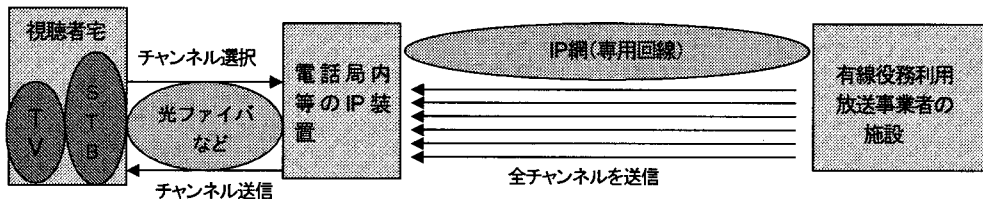
電気通信役務利用放送法における「電気通信役務利用放送」の定義は、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信であつて、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うもの（第2条）」と規定されている。そのうち、「公衆によって直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信であつて、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うもの」については、「有線役務利用放送」と定義されている（電気通信役務利用放送法施行規則第2条第2項）。この定義は、有線テレビジョン放送法第2条第1項の「有線テレビジョン放送」とは、有線放送（公衆によって直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう）であつて、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第二条に規定する有線ラジオ放送以外のものをいう」という有線テレビジョン放送の定義と要所において共通している。

2007年6月現在、有線役務利用放送を行う事業者は、18事業者にのぼり、そのうち4事業者がIPマルチキャスト放送を行っている⁸。

3 IPマルチキャスト放送の著作権法上の解釈

IPマルチキャスト放送は、送信システムに通信事業者の提供するIP網（閉じられたネットワーク）を使っており、図1に示されるように事業者施設から電話局内等に設置されたIP装置までは全チャンネルが送信されている。しかしIP装置から視聴者宅までの間については、視聴者の「求め」に応じて視聴者が選択したチャンネルのみが送信されているため、こうした送信は、著作権法上の「有線放送」ではなく、「自動公衆送信」に該当するとの見解が文化庁から示されている⁹。著作権法上の定義によれば、「自動公衆送信」とは「公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（第2条第1項第9号の4）」とされている。

● IPマルチキャスト方式→著作権法上の「自動公衆送信」



● RF方式(有線放送事業者の送信方式)→著作権法上の「有線放送」

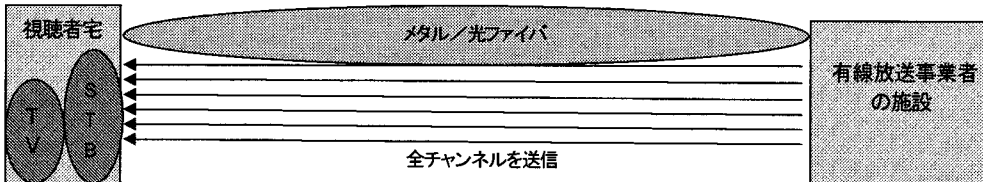


図1 送信方式による比較

IP マルチキャスト放送の視聴者は、選局の際にリモコンを操作しているだけであって、自ら送信を求めているという認識はないものと思われるが、送信システムのうち視聴者宅と電話局等の施設までの間については視聴者からの求めに応じた「インタラクティブ送信」になっているため、IP マルチキャスト放送は、「自動公衆送信」と解釈されてきたのである。

一方、既存の有線放送の場合は、事業者施設から全チャンネルが視聴者宅まで送信されている（図1参照）。こうした送信方法は、「公衆送信のうち公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信」が「有線放送」であるという著作権法上の定義（第2条第1項第9号の2）に合致しているといえよう。

4 著作権法上の扱いの相違

IP マルチキャスト放送が、著作権法上の「有線放送」ではなく「自動公衆送信」に該当すると解釈されていることは先に述べたとおりである。コンテンツを送信する場合の権利処理については、著作権法上の「有線放送」として扱われる場合と「自動公衆送信」として扱われる場合とによって、相違が生じる。ここでは、2006年12月の著作権法改正前の規定に基づく権利処理の状況について概観する。

4.1 自主放送

自主放送の場合、番組に関する権利処理については、まず原作者、脚本家等の著作権者の許諾を得る必要がある（著作権法第23条第1項）。また、出演する実演家の許諾も必要となる（同第92条第1項；ただし、許諾を得て録音・録画されている実演については、同92条第2項第2号、同92条の2第2項にいわゆるワンチャンス主義の規定があるため、有線放送・自動公衆送信ともに権利が働かない）。ここまでは、「有線放送」の場合と「自動公衆送信」の場合との間に権利処理の相違はない。

しかし、番組のなかで商業用レコードを使用する場合には、権利処理に差異が生じる。レコード製作者には有線放送権が与えられていないため、有線放送事業者は、レコード製作者の許諾を得ることなく、番組の中で商業用レコードを使うことができる。ただし、この場合にはレコード製作者と実演家（レコードに吹き込みを行った演奏者）の二次使用料請求権が発生する（同第97条第1項、同第95条第1項）。これに対して、IP マルチキャスト放送事業者の場合、レコード製作者・実演家から許諾を得なければならない（同第92条の2第1項、同第96条の2）。

また、有線放送事業者には一時固定制度（同第44条第2項、同第102条第1項）が適用されるため、6ヵ月以内の固定であれば何ら権利処理を行うことなく、著作物等を自己の有線放送のために自己の手段により一時的に録音し、又は録画することができる。一方、IP マルチキャスト放送事業者には、一時固定制度は適用されない。

4.2 放送の同時再送信

営利又は有料で放送の同時再送信を行う場合、「有線放送」、「自動公衆送信」とともに著作権者の許諾（同第23条第1項）及

び放送事業者の許諾（同第99条第1項、同第99条の2）を得る必要がある。ただし、有線テレビジョン放送法第13条第1項に規定されている義務再送信制度に基づく有線放送を行わなければならない場合については、放送事業者の許諾を得る必要はない（同第99条第2項）。

実演については、有線放送による放送の同時再送信の場合には、実演家の権利は働かないため許諾は不要であり、商業用レコードの二次使用料についても、実演家への支払い義務はない。一方、自動公衆送信による放送の同時再送信を行う場合には、実演家の許諾を得る必要がある。

同様に商業用レコードについても、有線放送による放送の再送信の場合、レコード製作者には有線放送権が与えられていないため、許諾は不要であり、商業用レコードの二次使用料をレコード製作者へ支払う義務もない。しかし、自動公衆送信による放送の再送信の場合には、レコード製作者の許諾を得る必要がある。

以上のように、著作権法改正以前に遡って比較すると、有線放送事業者には「自主放送」、「放送の同時再送信」いずれの場合についても、著作権法上の優遇措置が適用されており、権利処理に際してはIP マルチキャスト放送事業者より有利な状況にあったといえよう。

5 著作権法改正

文化審議会著作権分科会では、2006年にIP マルチキャスト放送の著作権法上の扱いについて検討を重ね、同年8月に報告書をまとめている¹⁰。この報告書では、「IP マルチキャスト放送事業者についても、有線放送事業者と同程度の公共性等が確保されるのであれば、政策的には、有線放送事業者と同様の有利な取扱いをすることは差し支えないと考えられる」¹¹としたうえで、IP マルチキャスト放送により放送を同時再送信する場合、実演家及びレコード製作者に与えられている許諾権を報酬請求権に改めることが適切であると述べている¹²。また、「放送の同時再送信のみのサービスを非営利かつ無料で行うことについては、有線放送とIP マルチキャスト放送で著作権法上区別する理由がないことから、著作権を含む全ての権利について、基本的には有線放送と同様の権利制限を行うべきである」¹³、としている。

加えて、有線放送により放送を同時再送信する場合の規定の見直しとして、実演及びレコードに係る権利関係については、原則として、新たに報酬請求権を付与することが適切である¹⁴、と述べている。

このように、この報告書では、IP マルチキャスト放送あるいは有線放送により放送の同時再送信を行う場合に限って見直しを提言しており、IP マルチキャスト放送における「自主放送」の取扱いについては、「事業の実態の推移や放送法制における位置付け等に留意しつつ、引き続き検討を行うことが必要である」と述べるにとどめている¹⁵。

文化審議会著作権分科会における以上のような検討結果は、「著作権法の一部を改正する法律」として2006年12月15日に可決・成立し、12月22日に公布された（2007年7月1日施行、

ただし一部の規定のみ 2007 年 1 月 11 日施行)。IP マルチキャスト放送に関連する著作権法改正の内容は、次のとおりである。

5-1 実演家及びレコード製作者の権利

まず、自動公衆送信による放送の同時再送信については、実演家及びレコード製作者の送信可能化権（第 92 条の 2、第 96 条の 2）を制限し、許諾権を報酬請求権に改めている（第 102 条第 3 項乃至第 5 項）。すなわち、IP マルチキャスト放送事業者が行う放送の同時再送信のうち、当該放送に係る放送対象地域内への同時再送信を目的とするもので、かつ放送事業者の送信可能化権を害しないものに限り、実演家及びレコード製作者の許諾権は不要となり、その代わりに IP マルチキャスト放送事業者は、実演家及びレコード製作者に相当額の補償金を支払う義務を負うこととなった。

なお、自動公衆送信により放送を受信して同時に再送信する場合、送信形態としては IP マルチキャスト放送のような「入力型自動公衆送信」のみが対象となる¹⁶。

ところで、改正された第 102 条においては、同時再送信される地域が、当該放送（原放送）に係る放送対象地域に限定されていることに留意する必要がある。この地域限定は、実演家及びレコード製作者の許諾権を報酬請求権に改めるための要件となっている。したがって、放送対象地域外の同時再送信については、従来どおり実演家及びレコード製作者の許諾権が働くことになる¹⁷。これは、「入力型自動公衆送信は、誰でもが容易に世界中に送信できるものであるため、権利制限の範囲について限定する必要がある」とめとされる¹⁸。

次に、有線放送による放送の同時再送信については、従来実演家及びレコード製作者に何らの権利も与えられていなかったが、今回の改正により両者に報酬請求権が与えられることとなった。すなわち、新設された第 94 条の 2 において、営利又は有料で有線放送事業者が放送の同時再送信を行う場合、実演家に相当額の報酬を支払わなければならないとしている。この場合の商業用レコードの利用についても、実演家及びレコード製作者への二次使用料の支払いが義務付けられることとなった（第 95 条第 1 項、第 97 条第 1 項）。

5-2 非営利かつ無料で行われる放送の同時再送信

従来、非営利かつ無料で行われる有線放送による放送の同時再送信については、著作権者・実演家・レコード製作者・放送事業者の権利が働かないこととなっていたが、自動公衆送信の場合、こうした権利制限はなかった。そこで、今回の改正では入力型自動公衆送信による放送の同時再送信についても、有線放送の場合と同様の権利制限を行うこととなった（第 38 条第 2 項）。

以上のように、今回の改正では、従来著作権法上の優遇措置を享受していた有線放送と、それに比べて不利な立場に置かれていた IP マルチキャスト放送との間の不均衡が一部は正され、放送の同時再送信における両者の著作権法上の扱いが統一されたといえよう。

6 今後の検討課題－むすびにかえて

6-1 IP マルチキャスト放送による放送の同時再送信の現況

IP マルチキャスト放送事業者が放送の同時再送信を行う場合には、まず放送事業者の再送信同意を得る必要がある（電気通信役務利用放送法第 12 条）。総務省の情報通信審議会は、IP マルチキャスト放送事業者が放送事業者に対して地上デジタル放送の再送信同意を求めた場合の、同意条件に関する基本的な考え方を示している¹⁹。まず、再送信同意の基本原則として、①編成面及び技術面における「同一性保持」が維持されていること、②放送事業者の放送の意図としての地域性の担保が可能であることが挙げられている。次に、具体的な技術要件として、①地域限定性の確保（再送信サービスのエリアが、当該地域で地上デジタル放送を行っている地上放送事業者の放送対象地域に限定することが可能であること等）、②著作権の保護（地上デジタル放送と同等のコンテンツ保護機能を有すること等）、③同一性の確保（サービス・編成の同一性が保たれること、地上デジタル放送と同等の品質が保たれること、データ放送の機能が地上デジタル放送と同等に確保されること等）といった項目が挙げられている。さらに、再送信同意の手続きについて、放送の再送信を希望する役務利用放送事業者は、同意主体である地上放送事業者から構成される審議機関に対し、所定の資料を提出し、審議機関は、当該資料をもとに再送信同意に関する判断を行うとされている。

現在、IP マルチキャスト放送事業者による営利又は有料による放送の同時再送信は、まだ行われていないものの、総務省が、地上デジタル放送の IP マルチキャスト放送による同時再送信実験を実施している²⁰。また、上記審議機関として 2006 年 10 月、NHK 及び民放キー局が「地上デジタル放送補完再送信審査会」を設立し、再送信同意に関する審査のためのガイドライン策定を進めているところである²¹。

IP マルチキャスト放送による地上デジタル放送の再送信に関する技術的問題について、関係者への聞き取り調査を実施したところ、映像品質等の同一性の確保についてはまだ不十分な面があることに加え、映像表示の遅延（約 4.1 秒）や、チャンネル切り替えに時間がかかる（約 4 秒強）といった問題もあり、現状ではまだ再送信のための技術的インフラが整っていないということであった²²。こうした技術的な問題の解決が、地上デジタル放送の IP マルチキャスト放送による同時再送信実施へ向けての課題となろう。

6-2 著作権契約の実務

放送の同時再送信を行う場合、放送に係る著作権者等から許諾を得る必要がある。従来、有線放送の場合には、関係者間で協議が行われ、同時再送信に係る権利処理のルールがつくられていた。具体的には、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）、社団法人日本文芸家協会、協同組合日本脚本家連盟（日脚連）、協同組合日本シナリオ作家協会の 4 団体が各有線放送事業者と契約を結ぶことによって包括的な許諾を行っていた。包括許諾に伴う対価は予め決められた計算式で算出され、4 団体の窓口となっている日脚連に支払われるというルールである。この 4 団体に加えて、著作権法上の権利はないものの、社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）が、有線放送事業者から補償金を受け取っていたため、こうした権利処理ルールは 5 団体

処理」と呼ばれていた。しかし、「5 団体処理」は、2007 年 3 月末日をもって終了となった。したがって、放送の同時再送信を行う場合の新たな権利処理ルールについては、有線放送、IP マルチキャスト放送いずれの場合も、2007 年 6 月現在、未定とのことである²³。

放送の同時再送信に際して IP マルチキャスト放送事業者が、実演家及びレコード製作者に支払うこととなった補償金の額についても、芸団協、社団法人日本レコード協会ともに関係者と調整中とのことであった²⁴。

IP マルチキャスト放送による放送の同時再送信については、前述のようにまだ事業の実態がないため、著作権契約の実務に関するルールづくりも遅れているようであるが、かつての「5 団体処理」に代わる効率的なルールの構築が期待される。

6-3 IP マルチキャスト放送事業者による自主放送について

今回の著作権法改正では、IP マルチキャスト放送事業者の自主放送については、見直しの対象とならなかった。この点について、衆議院文部科学委員会は、「著作権法の一部を改正する法案」に対して下記のような付帯決議を付している。

「IP マルチキャスト放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年六月二十九日法律第八十五号）第三条第一項に基づく登録を受けた事業者が、IP マルチキャスト技術を活用してサービスを行う有線役務利用放送をいう。）が、著作物等の利用形態としては、著作権法第二条第一項第九号の二に規定する有線放送とほぼ同様であることに鑑み、事業者が自ら番組を調達して放送する『自主放送』の著作権法上の位置付けについても、速やかに検討を進めること。」²⁵

また、内閣府に設置された規制改革・民間開放推進会議においても、通信・放送の融合に対応した制度の整備に関する具体的施策として次のような提言がなされている。

「IP マルチキャスト放送は、国民が魅力あるコンテンツを自ら望み手段で享受できる有用な手段の 1 つであり、その普及が望まれている状況にある。こうした中、IP マルチキャスト放送による地上デジタル放送の同時再送信については、平成 18 年の臨時国会において、著作権法の一部を改正する法律が可決・成立し、著作権法上『有線放送』と同様の取扱いとすることが定められたところである。したがって、IP マルチキャスト放送による『自主放送』についても事業の実態の推移や放送法制における位置付け等に留意しつつ引き続き検討し、遅くとも放送が完全デジタル化される平成 23 年 7 月までには一定の結論を得るべきである。」²⁶

IP マルチキャスト放送による「自主放送」の著作権法上の位置付けについては、文化審議会著作権分科会報告書や、上記規制改革・民間開放推進会議の提言にあるように、IP マルチキャスト放送事業者の事業の実態が今後どのように推移するかを見極めようとして結論を出す必要がある。

現在、IP マルチキャスト放送を行う事業者は 4 社のみであり、4 社合計の加入世帯数は、2007 年 3 月末現在で 172,085 世帯となっている²⁷。一方、有線放送事業者の場合、2007 年 3 月末現在、自主放送を行う許可施設事業者は 525 社（704 施設）で、加入世帯数は 20,608,780 世帯に達している²⁸。こうした数字で比較すると、両者の差は大きいが、有線放送事業者も当初は

難視聴解消のための小規模施設が大部分を占めていた。その後有線放送事業者の大規模化が進み、自主制作番組が増加した結果、1986 年の著作権法改正により有線放送事業者に対して一時固定制度の適用や著作権隣接権の付与がなされている。有線放送事業者が辿ってきた道を IP マルチキャスト放送事業者も同じように辿ることになるのか否かは予断を許さないが、事業の実態の推移を見極めるには一定の期間が必要であろう。

また、前出の文化審議会著作権分科会報告書でも述べられているように、「自主放送」の位置付けを検討するうえで、公共性の確保という視点も重要となろう。ちなみに IP マルチキャスト放送事業者（有線役務利用放送事業者）は、電気通信役務利用放送法により次のような規制を受けており、一定の公共性を有しているといえよう。

- ① 業務を行うおとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない（第 3 条第 1 項）。
- ② 業務を的確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること（第 5 条第 4 項）。
- ③ 総務省令で定める技術基準に適合する電気通信役務利用放送設備を利用できること（第 5 条第 5 項）。
- ④ 電気通信役務利用放送設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持すること（第 11 条）。
- ⑤ 料金その他の提供条件についての契約約款を届け出なければならない（第 13 条第 1 項）。
- ⑥ 正当な理由なしに電気通信役務利用放送の役務の提供を拒んではならない（第 14 条）。
- ⑦ 放送法の規制に準じた様々なコンテンツ規制等（番組調和原則を除く）に服さなければならない（第 15 条）。

こうした電気通信役務利用放送法の規制は、有線放送事業者に課せられている有線テレビジョン放送法の規制とほぼ同様である。ただし、有線テレビジョン放送法に規定されている放送の再送信義務（第 13 条第 1 項）は、電気通信役務利用放送法には規定されていない。したがって、IP マルチキャスト放送事業者の有線放送事業者と比肩する公共性を確保させるためには、電気通信役務利用放送法に再送信義務規定を設け、IP マルチキャスト放送事業者にも再送信を義務づけることが必要となろう。

6-4 伝送路の多様化への対応

通信と放送の融合に伴う伝送路の多様化は、著作権法における放送関連規定の統合を促す契機となろう。「通信・放送の在り方に関する懇談会報告書」においても、「現行の著作権法には、実態にそぐわない規定が散見されることから、放送・有線放送区分を統合し、伝送路の多様化に対応した包括的な規定とする等、利用者利便や技術革新に的確に対応した抜本改正を行うべきである」と提言されている²⁹。また、前出の衆議院文部科学委員会の付帯決議にも「近年の IP ネットワーク技術の進歩による伝送経路の多様化に鑑み、著作権法第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送及び同項第九号の四に規定する自動公衆送信については、現在の伝送経路等による区分を見直し、伝送経路の多様化に対応した包括的な規定に改めることを含め、速やかに検討を進めること」とある。

伝送路の多様化に対応した包括的規定を検討する際には、英国著作権法が参考になるものと思われる。英国著作権法は、2003

年の改正により、放送の定義に関する規定（第6条）を改め「有線番組サービス（cable programme service）」を「放送」の概念の中に含めることとした。つまり、放送と有線放送の区分を廃し、両者を「放送」という概念に統合している。また、第6条の中にインターネット送信に関する項目である(1A)が盛り込まれたため、インターネット送信のうち第6条(1A)に規定されている(a)、(b)、(c)に当てはまるものだけが「放送」に該当し、それ以外のインターネット送信は「放送」ではないとされている（下記条文参照）。

第6条（放送）

- (1) この部分において、「放送」とは、次のいずれかに該当する視覚的映像、音その他の情報の電子的送信をいう。
- (a) 公衆による同時受信を目的に送信され、公衆が適法に受信することの可能なもの。
 - (b) 送信を行なう者のみが決定した時間に送信され、公衆に提供するために送信されるもの。
- また次項(1A)により除外されないもの。なお、放送に関連する事項については、上記の定義にしたがって解釈される。
- (1A) インターネット送信は、下記以外にすべて「放送」の定義から除外される。
- (a) インターネットまたはその他の送信手段により同時になされる送信。
 - (b) ライブ・イベントの同時送信、又は
 - (c) 送信に責任を持つ者によって提供される番組サービスの一部を構成する録画された映像あるいは音声の送信で、当該責任者によって決められた時間帯に当該番組が送信される場合。

（以下省略）

英国政府は、第6条(1A)について、「伝統的な放送としての特性をもつインターネット送信のみが放送としての資格を有する」とし、「静的なウェブページは、放送として扱われない」という見解を示している³⁰。また、第6条(1)は、「放送」の要件に「公衆による同時受信」を挙げているため、VOD（ビデオ・オン・ディマンド）のようなインタラクティブ・サービスも「放送」には該当しないとされる³¹。したがって英国では、IPマルチキャスト放送は「伝統的な放送としての特性」を有していると解釈されるものと思われる。

このように簡素で柔軟な制度設計であれば、IPマルチキャスト放送のような技術革新に対しても的確に対処することが可能であろう。

（本研究は、電気通信普及財団平成17年度研究調査助成を受けて実施された。ここに謝意を表したい。）

註

- ¹ 情報通信審議会「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割 ～2011年全面移行ミッションの確実な実現に向けて～ ＜平成16年諮問第8号 第2次中間答申＞」（2005年7月29日）46頁。
- ² 「同上資料」47頁及び52頁。
- ³ 「通信・放送の在り方に関する懇談会報告書」（2006年6月6日）4頁。
- ⁴ 知的財産戦略会議「知的財産推進計画2006」（2006年6月8日）89-90頁。

- ⁵ 情報通信審議会・前掲註1、43-44頁。
- ⁶ 総務省ホームページによる（http://www.soumu.go.jp/joho-tsusin/d.tsusin_ekimu/index.html）。
- ⁷ 同上。
- ⁸ 総務省情報通信政策局地域放送課「ケーブルテレビの現状」（2007年6月）25頁。
- ⁹ 鈴木雄一、近藤さつき、櫻井康雄、小向太郎「有線放送利用放送をめぐる著作権問題」InfoCom REVIEW 第34号（2004年8月）67頁、及び、甲野正道「著作権行政をめぐる最新の動向について」コピライトNo.539（2006年3月）17-18頁。
- ¹⁰ 文化審議会著作権分科会「著作権分科会（IPマルチキャスト放送及び罰則・取締り関係）報告書」（2006年8月）。
- ¹¹ 「同上報告書」26頁。
- ¹² 「同上報告書」28頁。
- ¹³ 「同上報告書」29頁。
- ¹⁴ 「同上報告書」27-28頁。
- ¹⁵ 「同上報告書」30頁。
- ¹⁶ 文化庁長官官房著作権課「著作権法の一部を改正する法律について」コピライトNo.551（2007年3月）26頁。
- ¹⁷ 「同上資料」28頁。
- ¹⁸ 「同上資料」同所。
- ¹⁹ 情報通信審議会「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割＜平成16年諮問第8号 第3次中間答申＞」（2006年8月1日）添付参考資料7「補完措置に係る同意条件に関する基本的な考え方（素案）2-9頁。
- ²⁰ 株式会社三菱総合研究所「地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業概要」（2007年5月7日；http://www.soumu.go.jp/joho-tsusin/policyreports/joho-tsusin/joho_bukai/pdf/070507_1_1.pdf）を参照されたい。
- ²¹ NHK広報局及び東京放送メディア推進局への聞き取り調査による。
- ²² 総務省地上放送課及びNHK広報局への聞き取り調査及び、株式会社三菱総合研究所・前掲註20に添付の「平成18年度地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業概要」6頁による。
- ²³ JASRAC、日脚連、芸団協、レコード協会への聞き取り調査による。なお、JASRACでは、「5団体処理」終了後は事業者ごとにいわゆるブラケット契約を行い、JASRAC単独で許諾を与えるとのことであった。またJASRACは、IPマルチキャスト放送については、使用料規程上は、インタラクティブ配信の中のストリーム形式として扱っており、今後IPマルチキャスト放送による同時再送信が行われる場合もストリーム形式として同様に扱うとしている。この場合の使用料は、月間の情報料および広告料等収入の2.0%となる（社団法人日本音楽著作権協会使用料規程78頁）。
- ²⁴ 芸団協、レコード協会への聞き取り調査による。
- ²⁵ 第165国会衆議院文部科学委員会会議録第6号（2006年12月1日）。
- ²⁶ 規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申—さらなる飛躍を目指して—」（2006年12月25日）96頁。
- ²⁷ 総務省情報通信政策局地域放送課・前掲註8、3頁。加入世帯数は、IP放送の加入世帯数であり、VODサービスのみの加入世帯数は除かれている。
- ²⁸ 「同上資料」4-5頁。
- ²⁹ 「通信・放送の在り方に関する懇談会報告書」・前掲註3、4頁。
- ³⁰ The Patent Office, *Consultation on UK Implementation of Directive 2001/29/EC on Copyright and Related Rights in the Information Society: Analysis of Responses and Government Conclusions*, December 2004, paragraph 3.11.
- ³¹ *ibid* at paragraph 3.7.